

論文

中世後期の種子島氏と南九州海域

屋 良 健 一 郎

はじめに

大隅半島の南方に位置する種子島は鉄砲伝来の舞台として知られ、同島を支配した種子島氏に関する研究も主としてこの出来事の実像を追究する過程で蓄積されてきた。⁽¹⁾ 清水紘一氏は、鉄砲が島外へ流出したルートに注目し、その背景に種子島と堺・熊野とのヒトの往来の活発さ、種子島氏と本能寺との関係の深さがあつたことを指摘する。⁽²⁾ 一方、鉄砲伝來の時期の東アジアにおける貿易船の動きに注目した村井章介氏は、天文十一年（一五四二）ないしはその翌年に種子島を出发した遣明船について、大友氏と種子島氏の連携によるものだと論じている。⁽³⁾ これらの研究により、種子島氏が近隣の有力大名である島津氏だけでなく、畿内の勢力や豊後大友氏とも積極的に交渉を持っていたことが明らかになった。

また、日琉関係の研究においても十六世紀の種子島氏についてしばしば言及してきた。島津氏に統制されずに自由に琉球貿易を実施していた種子島氏が、島津氏の領国支配の進展によって、その貿易を制限されるようになつたことが知られている。⁽⁴⁾ また、種子島氏がトカラ列島へも勢力を伸ばしていくことに注目し、琉球との貿易を目指す勢力にとって無視できない存在だったという指摘もなされている。⁽⁵⁾

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一(一八三)

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一一一(四〇)

ところで、中世後期～近世初期の種子島氏を総合的に捉えた専論としては、山下真一氏の研究がある⁽⁶⁾。山下氏は、島津氏から自立的に琉球や室町幕府と交渉を持っていたことを種子島氏の特質として指摘しているが、島津氏への従属過程を考察するという論旨の関係上、島津氏以外の勢力との交渉についての検討は充分ではないようと思われる。また、種子島氏の特質がどのように形成されたのか、その特質が種子島氏と周辺の勢力との関係にどのような影響を与えたのかという点についても考察する余地があるだろう。種子島氏が南九州海域において特別な存在であったのなら、その特質の実態を理解することは、島津氏の領国形成や日琉関係といった研究にも有益であると考える。

本稿では、十五・十六世紀の種子島氏が南九州海域においてどのような存在だったのかという点を、種子島氏と島津氏との関係、京都との関係、および琉球との関係、といった観点から考察することとする。

一 種子島の地理的特質と種子島氏の活動

(一) 種子島氏の南島知行

種子島氏は、島津莊大隅方の地頭職を有した名越氏の被官である肥後氏が代官として下向し、島主化したものと考えられている⁽⁷⁾。南北朝期から島津氏の合戦に参戦しており、応永十五年（一四〇八）には種子島清時の「忠節」に対し、島津元久から屋久島・恵良部島（口永良部島）を料所として宛行われたことが『種子島家譜』（以下、「家譜」と略記）に見える⁽⁸⁾。前年の五月には島津元久と対立していた総州家の島津伊久が死去し、元久が伊久の次男忠朝の居城を攻撃している。種子島清時は島津元久（奥州家）と島津総州家との対立が展開する中で、元久方に与えていたのだろう。

種子島氏は、種子島・屋久島・口永良部島といった大隅諸島の島々だけではなく、さらに南方の七島（トカラ列島）へ

も進出している。永享八年（一四三六）には、島津好久（持久、用久）と種子島幡時の間で契状が交わされ、七島のうち伊集院氏の知行する島二つ（臥蛇島と平島に比定される）の領知を幡時に認める好次の宛行状が出された。⁽¹⁰⁾ この宛行状の背景には島津氏の内乱があった。永享四年に起きた国一揆の鎮圧に苦慮した奥州家（本宗家）当主の島津忠国（貴久）は、弟である好次（薩州家）に守護としての権限を委譲した。さらに、永享六年には好次を擁立する一揆が、翌年には忠国を支持する一揆が成立し、国一揆鎮圧後の政権のあり方についての意見が対立していた。⁽¹¹⁾ 忠国、好次がそれぞれ国人領主たちに宛行状を発給して求心力を高める中で、種子島氏は忠国ではなく、新たに守護としての権限を行使するようになつた好次に接近したらしい。⁽¹²⁾

種子島氏はなぜ、奥州家ではなく薩州家好次に与することを選んだのか。その理由としては、これ以前に奥州家との間に緊張関係があつたことが考えられる。『家譜』によれば、応永三十一年（一四二四）に奥州家が伊東氏の守る日向国加江田城を攻めた際、種子島清時の命を受けて出陣した時真（清時の弟）が遅陣し、奥州家島津久豊（忠国の父）に口永良部島を献上することで許されたといふ。⁽¹³⁾ また、清時の子である種子島時長の代には、応永三十四年に奥州家忠国から口永良部島を返付される一方で、清時の代に島津久豊から給与された三島（硫黄島・竹島・黒島）を島津忠国に没収されるという事件（後述）もあつた。これらの『家譜』の記述からは、奥州家との関係、および種子島氏の南島知行の不安定さを窺うことができることができる。そのような状況下、台頭してきた薩州家に接近することで、種子島氏は南島知行の安定を図つたのではないだろうか。

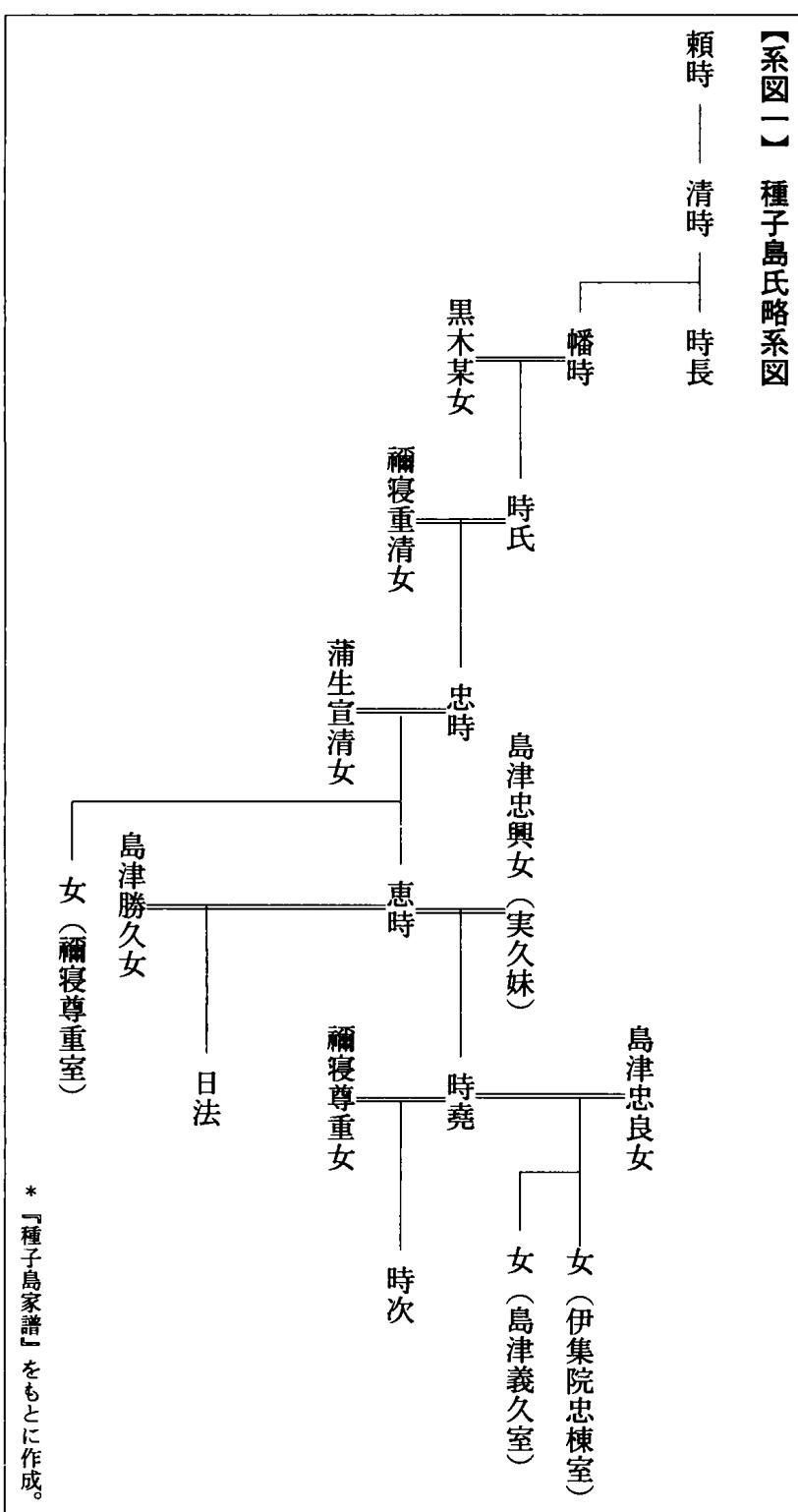
では、種子島氏による南島知行の実態とはどのようなものだったのだろうか。種子島氏は大永四年（一五二四）には屋久島に城を築いているが、これは不安定な南九州情勢下で外敵の侵攻に備えたものと見られる。⁽¹⁴⁾ また、材木を商品として九州の諸勢力と交易を行つていたが、それらは屋久島から切り出したものであつたろう。⁽¹⁵⁾ 種子島氏は、種子島に近い屋久島に強い支配を及ぼしていたと考えられる。⁽¹⁶⁾

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

四(八三)

七島に関してはどうだろうか。平島については史料が確認できず不明であるが、臥蛇島からは永正十年（一五二三）に鰹節などが納められたことが『家譜』に書写された「納申候物御日記」から分かる。しかし、この七島の知行に関しては、単に島で獲れる海産物を取得する権利という以上の意味を持っていたと考えられる。時代は下るが、天文五年（一五三六）頃と思われる薩摩の国人領主入来院・東郷両氏宛ての奥州家島津勝久書状では「入来院重朝は廻船を知行していないので、七島の内の島を一つ与える」との旨を約束している。⁽¹⁹⁾ここから窺えるように、七島を知行することは「廻船」を知行することと同義であった。七島が薩摩と琉球の間にあり、七島を拠点とする商人の船が薩琉間を往来していたことからすると、⁽²⁰⁾

【系図一】種子島氏略系図

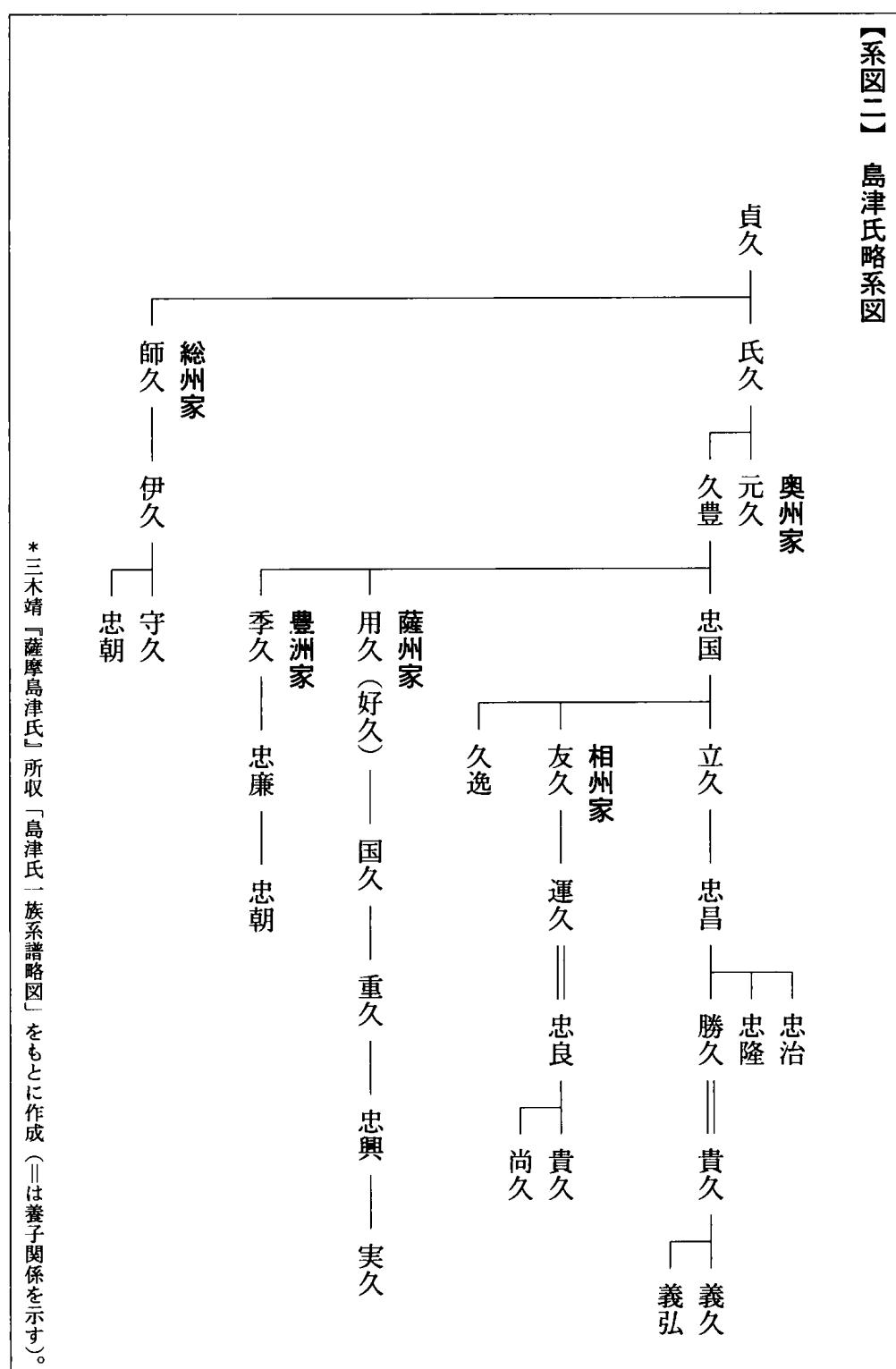


その商人との交易、あるいはその商人を介しての琉球貿易など、貿易に関する権利が、七島知行（＝廻船知行）によって得られたと考えられる。⁽²¹⁾

ところで、臥蛇島は、中世日本と琉球王国の境界領域であった。⁽²²⁾そこを知行するよう

* 「種子島家譜」をもとに作成。

【系図二】島津氏略系図



なつたことで、種子島氏は琉球王国と交渉を持つ機会が増えたに違いない。さらに、七島だけでなく、種子島の周辺の島々（大隅諸島）も日琉貿易における重要な場所であった。

【史料一】『家譜』卷一・時長⁽²³⁾

筑州博多船、自惡鬼納帰時、於竹島籠浦遇暴風、船及人共沒海中、即聞太守、時或讒、唐船漂到、殺其人、收其財、見削硫黃島・竹島・黑島、

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

右の事件には年代が記されていないため、いつの出来事かははつきりしない。『家譜』の配列によれば時長が当主の時のことであり、応永三十四年（一四二七）から永享八年（一四三六）の間と思われる。悪鬼納（沖縄＝琉球）から博多へ戻る船（博多商人が貿易のため琉球に派遣していたのだろう）が種子島氏の知行する竹島で沈没し、このことは「太守」（当時の守護は島津忠国）の耳にも入った。この船の沈没について、「竹島に漂着した唐船を（種子島氏が）襲撃し、積荷を奪った」と讒言する者があり、これを信じた島津氏により、種子島時長は硫黄島をはじめとする三島を没収された。⁽²⁴⁾ ちなみに、時氏（時長の甥）が当主の時代（寛正三年～永正元年）に、「鹿児島之国料」の船（島津氏当主が派遣した船であろう）が琉球へ向かう途中、屋久島の一湊に停泊している際に波に襲われたということもあつたらしい。⁽²⁵⁾ これらの出来事は、種子島氏の知行した島々が九州と琉球を往来する船の寄港地・漂着地だつたことを示している。

ちなみに、【史料一】では「博多船」を「唐船」と偽った讒言がなされ、しかもそれが島津氏に信じられていることがら、当時の種子島は唐船⁽²⁶⁾が訪れる地と認識されていたことが分かる。実際に種子島に唐船が漂着したことを見示す『家譜』の記事は天文年間のものだが、種子島氏は、それ以前から唐船と接触する機会が多かつたと思われる。

（二）種子島と畿内を往来する人々

『家譜』からは、地理的には離れている京都と種子島との関係が深いことが窺われる。畿内との交流を示す記事が頻出するのは、種子島時氏以降のことである。時氏が当主であった文正・応仁年間（一四六六～一四六八）には、種子島氏が知行する種子島・屋久島・口永良部島が法華宗に改宗するという出来事があつた。⁽²⁸⁾ この改宗に前後して、京都本能寺や尼崎本興寺といった法華宗寺院の僧の来島が相次いでいることを『家譜』の記事が示しており、これらの僧に対しても種子島氏から贈られた品物が、『家譜』に書写された文書から分かる。⁽²⁹⁾ 延徳元年（一四八九）に受法の礼物として、本能寺の日述および日増に種子島時氏が贈った品物の中に「ほけん」（北綢）や「とんす」（緞子）の他、「こせう」（胡椒）、四幅の絵（唐

絵か）などが見える。北絹や綾子は日明貿易の重要な輸入品であり⁽³⁰⁾、胡椒は東南アジア産のものであるう。これら唐物は、贈答品として、あるいは儀礼の際の装飾品として、畿内で珍重された⁽³¹⁾。種子島氏は、琉球貿易や自身が知行する島を訪れる船との交易によってこれらの品を入手していたと考えられる。そして時代は下るが、天文十八年（一五四九）以前と思われる本能寺宛細川晴元書状は、本能寺から細川氏のもとへ鉄砲がもたらされたことを感謝し、種子島へ書状を届けることを依頼している⁽³²⁾。

さらに、天正十一年（一五八三）には種子島久時とその家臣西村氏が綾子や琉球から入手したと思われる「嶋織物」を島内の本源寺を通して本能寺へ納めている⁽³³⁾。また、天正十七年頃の「本能寺本堂勸進帳」には、本堂建立に寄金した人物の名と金額が列挙されているが、その中に「種嶋 西村三了」の名が見える⁽³⁴⁾。

以上より、法華僧（そのほとんどが本能寺の僧だったようである）を通じて、種子島から畿内へと唐物、海外の物品がもたらされていたことが分かる。改宗によって僧たちの往来が増えたことで、唐物の入手ルートとして種子島の存在は注目されていったのだろう。

また、種子島氏自身が畿内を訪れることがあった。明応五年（一四九六）には、種子島忠時（当時の当主である時氏の子）が上洛し、小笠原宗信（政清）に弓術、飛鳥井雅康に和歌・蹴鞠を学んでいる。宗祇の句集『宇良葉』には、「種子嶋右^(左)兵衛尉、京にのぼり侍りしどき」という詞書を持つ句が収められており、この時、忠時が宗祇と交流を持ったことが分かる⁽³⁵⁾。さらに、在京中の明応六年（一四九七）三月十六日には忠時を武藏守に任じる口宣案が出ている⁽³⁶⁾。

上洛したのは忠時だけではない。忠時の子である恵時は天文十七年（一五四八）に本能寺に参詣している⁽³⁷⁾。さらに、恵時の子の時堯も上洛している。時堯の上洛に際しては、恵時が蜷川新右衛門尉（『大日本古文書』は蜷川親俊に比定）に出した年未詳二月五日付の書状が残っている。それには「^(時堀)彈正忠内々上洛可申由候間、御指南所仰候」とあり、恵時は時堯への指南（在京中の助言や案内を指すのだろう）を蜷川氏に依頼し、綾子を贈っている。この書状には「其後、以^二書状^一可

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

八（八四六）

レ申處、依_レ遠方、不_レ能_二其儀_一候」とあり、これ以前より恵時と蜷川新右衛門尉（親俊）の間に交流があつたことも窺われる。天文十七年の恵時上洛の際に両者は知り合つたのだろう。時堯は、それぞれ天文十年（一五四一）四月七日付、弘治四年（一五五八）二月十七日付の口宣案で彈正忠、左近衛將監に補任されているから⁽⁴⁰⁾、恵時書状はその間に出されたものである。『家譜』によると時堯は、天文二十年に源信貞という人物から剣術を学び、免許状を得たとされており、その頃に上洛したのかもしれない。⁽⁴¹⁾ 戦国時代に薩摩・大隅の国人領主が上洛するのは珍しいことではないが⁽⁴²⁾、種子島氏の場合には確実に分かるだけでも忠時・恵時・時堯と三代続けて上洛しており、より積極的だと言えよう。また、種子島氏の場合は、本能寺参詣という目的もあつた点が特徴的である。⁽⁴³⁾

さて、この蜷川新右衛門尉宛の恵時書状には「猶古市長門守可_レ申候」とあり、同じく『蜷川家文書』中にある蜷川新衛門尉宛の古市実清書状から、この人物が上洛し、種子島氏の使者として活動していたことが分かる。⁽⁴⁴⁾ 近世の編纂物である『本藩人物誌』によると、古市氏は最上氏の一族であり、実清の父古市甲斐守の時に出羽から京都へ上り、この父子がやがて薩摩國坊津へ下り、種子島へ渡つたという。⁽⁴⁵⁾ また、やはり近世の編纂ではあるが、『最上氏系図』（古市氏は近世に最上を名乗つた）によると、古市甲斐守は坊津で種子島忠時に出会い、その招きに応じて種子島に渡つたという。⁽⁴⁶⁾ 種子島氏は畿内からやって来た人物を被官化し、京都への使者として利用していたようだ。

古市氏と同様に畿内から来島した人物は他にもいた。種子島氏の被官である渡辺頼安は、天文十六年（一五四七）に摂津から来島した渡辺頼重という人物と島民の女性との間に生まれた子だという。⁽⁴⁷⁾ さらに武田氏という一族は、明応年間に京都で種子島忠時に出会い、種子島に下向してきました。⁽⁴⁸⁾ 他にも、永享十二年（一四四〇）には、筈河氏が熊野参詣のために上洛して、いた種子島幡時の臣となつて来島したといわれており、十六世紀半ばに刀鍛冶として活躍した八板氏は美濃の出身であった。⁽⁴⁹⁾ これらは古市氏に関する史料同様、近世に編纂された系図の記述であり、その正確性に限界があることは否めない。しかし、十六世紀の種子島に畿内から多くの人々がやって來ていたことは事実であろう。『家譜』による

と、天文十二年（一五四三）に大隅半島の領主禰寢氏の軍勢が侵攻して來た際、種子島氏側は島内の寺院である本源寺の僧を禰寢氏への使者としようとしたが、僧の到着が遅かったため、堺から來ていた画工を代わりに使者とした。^{〔52〕} また、十六世紀には種子島が遣明船の儀装地となつていた関係もあり、遣明船派遣が近づくと「商客」が島に滞在していたという。このように畿内とのヒトの往来が盛んだったことを考えれば、古市氏が畿内を経て坊津、そして種子島へやつて來たといふ話もあながち否定できない。^{〔53〕}

本節で見たように、法華宗への改宗後、種子島と畿内とのつながりは深くなり、畿内・種子島の往来が活発化した。種子島氏は往来する人々を通じて、また、時には自身が上洛することで、京都の武士や公卿との交流を持った。種子島という地理的特質から獲得される唐物を進上することが、京都との結びつきを強めることに役立つていたと考えられる。^{〔54〕}

二 十六世紀前半の南九州情勢と種子島氏

（一）島津氏の家督継承をめぐる争いと種子島氏

本章では、十六世紀前半における種子島氏と島津氏の関係を考察する。大永～天文年間において、島津氏は本宗家家督と守護の立場をめぐって一族が対立していた。まずは、先行研究をもとに家督継承をめぐる争い（家督継承戦争）の経過を確認しておこう。^{〔55〕}

大永六年（一五二六）、島津本宗家（奥州家）当主の勝久^{〔56〕}は、相州家忠良の子である貴久を養子に迎え、翌年四月には家督を移譲して自身は隠居した。しかし、その翌月には勝久は薩州家実久（実久の姉は勝久室）と結びついて家督・守護職を悔返してしまう。勝久は隠居先の伊作から鹿児島へ戻ったが、天文四年（一五三五）には勝久に不満を持つ家臣団が実久

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一〇(一六四)

へ接近し、その武力を背景に勝久を追放する。勝久は大隅国帖佐へ逃れ、実久は勝久家臣団の支持により「守護之御振舞」、すなわち奥州家に代わる鹿児島の支配者となる。こうして、三ヶ国守護の立場をめぐって薩州家実久と相州家忠良・貴久の戦いが展開し、さらに勝久も鹿児島への帰還を日論んでいた。このような情勢下、島津氏庶家も国人領主たちもそれぞれの利害にもとづいて提携する相手を選んだ。当初は薩州家実久が優勢であったが、天文八年以降は相州家が戦いを有利に展開していく。

この時期、種子島氏はどのような立場にあったのか。『家譜』は天文七年（一五三八）・八年の相州家と薩州家との戦いで、種子島氏が相州家方だったことを記す。⁽⁵⁹⁾ しかし、天保年間に成立した史料ではあるが、『種子島家歴史譜写録抄』には種子島氏が天文七年に相州家と戦ったということが明記されており、少なくとも同年の段階では種子島氏が薩州家方だった可能性が高い。⁽⁶⁰⁾ 新名一仁氏は、家督継承戦争期の種子島家当主である恵時の室が薩州家忠興女（実久の姉妹）であり、享禄元年（一五二八）に嫡子時堯を生んでいることに注目し、「島津氏の家督継承戦争のまっただ中、種子島氏は一方の当事者である薩州家と婚姻関係を結んでいたのであり、これと敵対関係にあつたとはとても考えられない」と述べているが、この婚姻関係も種子島氏と薩州家との友好関係の証左となろう。⁽⁶¹⁾

では、種子島氏はなぜ薩州家と婚姻関係を結んだのだろうか。薩州家当主実久の姉妹（島津忠興女）たちは、種子島恵時室（時堯の母）以外にも、禰寝某室、新納忠茂室となつたことが確認できる。さらに、実久の二人の女子は菱刈重猛室、祁答院義重（良重）室となつている。実久の伯母（忠興姉）は菱刈重副室であり、実久室は川上氏から迎えられている。薩州家は、有力国人領主や島津氏の一族と広く婚姻関係を展開しており、これが守護継承戦争の初期において実久の優位を実現したと思われる。薩州家と種子島氏の婚姻関係は、薩州家の積極的な国人領主取り込み策の一環と見ることができよう。また、種子島氏の側からしても薩州家に接近する積極的な理由はあった。十五世紀後半以降、坊津・加世田・鹿籠（枕崎）といった薩摩半島南部の主要な港は薩州家が支配していたと考えられている。⁽⁶²⁾ 薩州家は海上交通に影響力を持つ

存在であり、種子島氏が南九州海域を安全に航行するためにはこれとの友好関係が不可欠だったはずである。

さらに、従来あまり注目されていないが、種子島氏は奥州家とも婚姻関係にあったようだ。『家譜』は恵時の三男（時堯弟）について「或説、母 勝久公翁主」、すなわち母は奥州家勝久の女子とする説を載せている。⁽⁶⁴⁾ 第一章第一節で述べたように、島津勝久は鹿児島を追われた後の天文五年（一五三六）頃に、鹿児島復帰が実現した際には入来院重朝に対して七島の内の島を一つ与えることを約束していた。勝久は七島を知行させ、琉球貿易を許可することで求心力を高めようとしているわけだが、七島といえば、かつて種子島氏が島二つの知行を認められた地域である。⁽⁶⁵⁾ 七島の給与により国人領主を取り込もうとする勝久に対し、種子島氏も南島知行の拡大を求めて接近し、婚姻関係を結んだのではないだろうか。ちなみに、家督継承戦争期以前の種子島氏は、恵時の母が蒲生宣清女、忠時（恵時の父）の母が禰寛重清女であり、さらには恵時の妹は禰寛尊重室となるなど、薩摩・大隅の国人領主と婚姻関係を結んでいた（【系図】 参照）。戦国期の種子島は、天文十二年に種子島家の内紛がきっかけで禰寛氏が軍勢を派遣してきた以外は、島外からの侵攻は確認できない。近隣領主との婚姻・友好関係が種子島氏の南島知行を維持するために有効に機能していたのである。

家督継承戦争による奥州家・薩州家・相州家の対立は、国人領主と婚姻関係を結んでいた従来のあり方を変化させ、種子島氏と「島津氏」との関係を強化させることになった。種子島氏が薩州家とも奥州家とも婚姻関係を結んだことに、薩摩半島の周辺海域を掌握する薩州家と、十五世紀以来種子島氏に南島知行を認めてきた守護家（奥州家）との間で揺れる海上領主の姿を見ることができる。そして天文八年を境に家督継承戦争において相州家が優位に立つと、種子島氏は他の国人領主たちと同様、相州家方にいたと考えられる。⁽⁶⁶⁾ 種子島氏はこの頃には相州家と婚姻関係を結んだと見られ、島津忠良女が種子島時堯室となり、両家は結びつきを強めてゆくのである。

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一一二(一五五〇)

(一) 島津相州家と種子島氏

家督継承戦争において圧倒的優位に立った相州家貴久は、天文十四年（一五四五）には豊州家忠親や北郷忠相など島津氏庶流の有力者たちによって守護としての地位が認められた。⁽⁶⁹⁾ そして、天文二十一年には島津貴久が修理大夫に補任されるとともに、その子又三郎（のちの義久）が足利義輝から一字偏諱を受けた。かつて奥州家勝久が拝領した修理大夫の官途を得ることには、相州家貴久が守護の立場となつたことを領国内外にアピールする意図があつたであろう。山口研一氏は、「修理大夫は島津本宗家守護職を継いだ者が名乗る官途」であり「貴久は、その実力を背景に朝廷に工作して、この地位を得た」としている。⁽⁷⁰⁾ 近年、大山智美氏によつて、この官途拝領に種子島氏とその被官古市氏が関与していたことが指摘された。⁽⁷¹⁾ 大山氏の研究に依拠しつゝ、修理大夫補任の際の種子島氏の動向を見ていこう。

【史料一】近衛植家書状⁽⁷²⁾

雖下未二申通一候上、令レ啓候、抑武足利義輝家御字之事、隨分申調、義之字、武家被レ染ニ御筆一候、弥一家繁栄之基、尤珍重々々、仍太刀一腰表一祝儀一計候、猶委曲申ニ含古市実清長門守一候也、狀如レ件、
六月廿七日
(花押)
近衛植家

島津又三郎殿

これは近衛植家が島津義久に対し、足利義輝の義の字が与えられることに決まったことを報じたものである。偏諱授与が決まつた天文二十一年の発給であろう。「随分申調」という表現から、植家が義輝との交渉にあつたことが分かる。⁽⁷³⁾

戦国期の近衛家は将軍家と婚姻関係を結んでおり、近衛植家は足利義輝の将軍期に紛争調停や和平の斡旋の他、官途や偏諱授与に関して将軍義輝への取次として活躍していた。⁽⁷⁴⁾ 島津氏は貴久の修理大夫補任・又三郎への偏諱授与を將軍に認めてもらつたため、近衛家に働きかけたのである。【史料一】と同年に比定される七月十八日付の本能寺僧日承書状（島津家の

老中に宛てたものである^(う)には、「今度古市長門守上洛候而、御官位并上意之御字相調候」とあり、古市長門守が上洛し、交渉にあたつたことが分かる。⁽⁷⁵⁾

さて、【史料一】と同日付で近衛植家は種子島氏へも書状を出している。

【史料三】近衛植家書状⁽⁷⁶⁾

珍章本望之至候、古市長門守上洛、殊嶋津之儀、種々辛勞無⁽⁷⁷⁾是非⁽⁷⁸⁾候、抑不^レ寄^レ思、綬子式端到来、懇之儀祝着候、仍薰衣香拾袋進^レ之候、將又鐵放筒、武家内々御所望之由候、自然於^ニ馳走^一者可^レ然候、旁期^ニ後音^一候也、狀如レ件、

六月廿七日

(花押)

種子嶋加賀入道殿

この文書の年次については、他の関連文書の存在から天文二十一年（一五五二）に比定できる。文書中の「殊嶋津之儀、

種々辛勞無⁽⁷⁷⁾是非⁽⁷⁸⁾候」は、古市実清が島津貴久の修理大夫補任と義久への偏諱下賜について京都で交渉にあたつたことをを労う文言である。『御湯殿の上の日記』天文二十一年六月十四日条には「^(近衛)こんゑ殿よりとり申されて。たねかしまの物。^(修理)しゆりの大夫を申て。御れいとして御たちきよみつ。御むまの代三百疋⁽⁷⁹⁾まい」と記されている。「近衛殿の取次によつて、種子島の者が、修理大夫を所望して、御礼として太刀清光と馬代三百疋を進上した」ということだろう。この三日前、六月十一日には修理大夫補任の口宣案が出されている。「たねかしまの物」、すなわち種子島氏の被官である古市実清はこの口宣案を受け取り、島津貴久から預かっていた太刀・馬代を朝廷へ納めた。

ところで、島津氏の京都との交渉になぜ、古市氏や種子島氏が関与していたのか。大山氏は、古市氏が頻繁に上洛していたことの他に、近衛家が法華宗に帰依していたこと、皇族出身の本能寺僧日承の存在などから、種子島氏の法華宗とのつながりが官途拝領に有効に働いた可能性を示唆している。⁽⁷⁹⁾首肯すべき見解である。さらに付け加えるならば、種子島氏に仕える以前に畿内に滞在していた古市氏の人脈を利用しようとした可能性が想定できる。古市家の系図によれば、古市

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一四（八五二）

実清の父の古市甲斐守は近衛植家と面識があったといふ⁽⁸⁰⁾。また、前章で見たように、種子島氏自身も上洛して公卿との交流を深め、明応六年（一四九七）には種子島忠時に對し武藏守補任の口宣案が出されていた。その他、天文十年（一五四一）には種子島時堯（当時は直時）を彈正忠に任じる口宣案が出されており⁽⁸¹⁾、種子島氏が積極的に官途を得ていたことが分かる。古市氏の人脈と、すでに官途挙領を幾度となくこなしてきた種子島氏の経験を、島津氏は利用しようとしたのではないか。

では、なぜ島津貴久は種子島氏や古市氏の協力を得る必要があったのか。相州家と近衛家とのつながりは、島津忠良に宛てたと見られる近衛尚通の書状（金井静香氏は大永七年以前に比定）⁽⁸²⁾が初見のようである。「雖未申通候上、以事次令レ啓候、抑就由緒之儀」、連々匠作^(勝久)へ令レ申候キ、可レ然様被申談⁽⁸³⁾、合力候者、可レ為ニ本意候」という文言を持つこの書状は、近衛家と島津氏の「由緒」を口実に経済的援助を求めたものであるが、近衛家のメインの交渉相手は奥州家勝久であり、相州家はあくまで奥州家に「合力」する存在であった。また、金井氏は、家督継承戦争期の天文五年に近衛尚通が島津氏の庶家・有力国人らと幅広く連絡をとっていたことも指摘している⁽⁸⁴⁾。家督継承戦争以前、および戦争期において、相州家は近衛家にとって、いくつもある交渉相手の一つに過ぎなかつたことが分かる。その後、家督継承戦争を収束させつつある島津貴久に対し、天文十四年には近衛植家から束帶などが贈られているが⁽⁸⁵⁾、植家の目的は近衛邸造営費用の援助を求めることがあつた。なお、この時の近衛家からの使者派遣と時期を同じくして、島津忠良は京都の連歌師宗養に自作の和歌を送っている。宗養がこの和歌を近衛植家に見せ、植家の跋文が付された⁽⁸⁶⁾。

このように、家督継承戦争で優位に立つて以後は、近衛家と相州家は交流を深めてはいるが、その内容はあくまで経済的援助や贈物のやり取りに過ぎなかつた。一方で、本田氏や菱刈氏といった相州家と対抗する南九州の領主たちも積極的な対京都外交を展開し、官途を獲得していた⁽⁸⁸⁾。とりわけ、家督継承戦争で戦った薩州家の動向を、相州家は懸念していたのではないか。薩州家は天文八年（一五三九）以降、相州家に圧倒されていったが、天文二十一年の段階でも相州家に

降つていなかつた可能性がある。⁽⁸⁹⁾ 天文二十二年には薩州家実久が將軍足利義輝に拝謁するなど、貴久の修理大夫拝領と同時期に対京都外交を展開していたようである。⁽⁹⁰⁾ 有力国人領主や島津氏庶家が京都との接触を図るという情勢下で、島津相州家は、京都とのつながりが深く、交渉力のある人物を必要としていたのである。

ちなみに、【史料一】と【史料二】を見ると、島津又三郎（義久）と種子島恵時に対する書止はいずれも「状如レ件」であり、宛名には「殿」の敬称を用いている。これらと同じ六月二十七日付で島津氏の一門や被官にも近衛植家の書状が出ているが、樺山善久・川上上野守（忠克か）には書止が「かしこ」で宛所の敬称が「とのへ」となっており、島津又四郎（のちの義弘）に対する書止「かしこ」、敬称「殿」になつていて⁽⁹¹⁾いる。使者を務めた古市実清（種子島氏被官）には七月三日付で書状が出ており、「かしこ」「とのへ」を使用している。⁽⁹²⁾ 島津貴久に対する書状は管見の限り確認できないが、他の貴久宛近衛植家書状より書止「状如レ件」、敬称「殿」であつたと推測できる。⁽⁹³⁾ ちなみに、この時に種子島恵時の子である時堯に対しても書状が出された可能性はあるが、確認できない。他の時堯宛近衛植家書状では、「状如レ件」「殿」が用いら⁽⁹⁴⁾れている。つまり、近衛植家は、島津家当主およびその嫡男に対する書札と、島津氏家臣への書札とで用いる文言を明確に区別していたのであり、嫡男ではない又四郎（義弘）には両者の中間の書札礼をとつていたと言える。そして、種子島氏は島津家当主やその嫡男と、種子島氏家臣である古市氏は島津氏家臣と同等であると近衛植家が認識していた（少なくとも書札礼上は）と考えられるのである。このことも、京都と種子島氏とのつながりの深さを示しているのではないか。⁽⁹⁵⁾

ところで、京都とのつながりだけではなく、軍事的な面でも、島津氏は種子島氏と大隅半島の領主の友好関係を築く必要があつた。島津氏の合戦における鉄砲の使用例を検討した三木靖氏によると、まず鉄砲を使用したのは島津氏ではなく、これに敵対する大隅半島の領主たちだつたといふ。⁽⁹⁶⁾ この背景として、三木氏は種子島氏と大隅半島の領主の友好関係を指摘している。その他、将軍の意を受けた近衛植家が鉄砲入手や火薬調合の技術をめぐつて種子島氏と接触し、大友氏も種子島氏から鉄砲を贈られている。⁽⁹⁷⁾ 島津氏もまた、種子島氏と友好関係を築くことで鉄砲を合戦に導入することができたと考えられる。⁽⁹⁸⁾

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一六（一六四）

なお、永禄五年（一五六二）頃には種子島時堯女が島津義久室となり、相州家との結びつきを強めるが、一方で時堯の嫡子時次の母は禰寢氏の出身であり、時次が死去すると、時堯は養子を大友家から迎えようとするなど、島津氏以外の勢力とも深い関係を維持していた。⁽¹⁰¹⁾ 種子島氏は強大化する相州家に接近して友好関係を築いてはいたが、各勢力との広範なつながりを背景に、相州家の影響力をできるだけ排除していたようだ。

三 種子島氏と琉球

（一）琉球の華夷意識と種子島氏

種子島氏は南島知行を認めてもらうために島津氏の合戦に参戦することはあったが、完全にその支配下にあったわけではない。島津氏の統制を受けずに独自に琉球貿易を展開していくことが従来から注目されている。⁽¹⁰²⁾ 種子島氏の琉球貿易が史料上ではっきり確認できるのは、三司官（琉球王国の宰相）から種子島忠時に對して出された次の書状である。

【史料四】琉球王国三司官書状⁽¹⁰³⁾

追而令啓上候、

抑責國之御船荷口之事、妙満寺於此方御披露候間、那霸之奉行此儀依申述三司官候、則達上聞候、然者種子嶋前々為琉球有忠節之義、從今年御船一艘之荷口之事、可有免許由、承綸言候、仍為證明進別楮候、万端不宣、

^(一五二一年)
正徳十六年辛巳林鐘十五日 三司官印

種子嶋武藏守殿 閣下

種子島氏の使者である妙満寺が、船の「荷口」に関するこ⁽¹⁰⁴⁾とを、那覇港の役人「那覇之奉行」へ伝えたところ、「那覇之奉行」から三司官に、三司官から国王にそのことが報じられた。以前からの琉球に対する種子島氏の「忠節」も考慮され、琉球国王は種子島氏に船一艘の「荷口」を「免許」した。⁽¹⁰⁵⁾ この文書に関しては、琉球との貿易を許可したとする解釈と、商品にかかる税を免除したとする解釈とに理解が分かれている。

福島金治氏は【史料四】を、一年に一艘の派遣・交易を認めた琉球・種子島間の「歳遣船定約」と位置付け、村井章介氏はこの規定は朝鮮が対馬など日本の諸勢力に認めた制度と酷似していると指摘する。⁽¹⁰⁶⁾ 種子島氏や他の南九州領主と琉球が交わした文書を分析した村井氏によれば、琉球は南九州の勢力を下位に位置付け、臣下の態度をとる領主には貿易の許可を与えることで、南九州の領主層との間に「君臣関係」を形成しようとしていたという。⁽¹⁰⁷⁾

一方、課税を免除された船を「免許船」と呼ぶことや、那覇で商船からの徴税が行われていたことに注目した矢野美紗子氏は、種子島船のもたらす荷物への課税を免除したものと理解する。⁽¹⁰⁸⁾ 琉球で「くち」という語が年貢や課役に関わる言葉として使われていたらしくことからすると、「荷口」とは船荷に課される税の可能性がある。いずれにせよ「忠節」という文言に明らかなように、琉球が種子島氏を下位に位置付け、貿易に関する特権を与えていたことは確かである。⁽¹⁰⁹⁾

また、この書状の「貴国」という文言は、琉球が種子島を一国視し、島津氏の勢力範囲外と認識しているものとして注目してきた。⁽¹¹⁰⁾ 種子島氏は島津氏からは、合戦での「忠節」によって南島知行を認められていた。一方で、琉球も自國へ「忠節」を尽くす「国」として種子島を見做していたことが分かる。この「忠節」は、種子島氏が貿易船を琉球に派遣すること、あるいは日琉間を往来する貿易船の寄港地としての種子島の役割のことを指すのかもしれない。ともかく、島津氏に対する「忠節」のようなことではないだろう。

種子島氏が使節を派遣した時の琉球国王は尚真（在位一四七七～一五二六）である。尚真是、地方に割拠していた按司という領主層を首里城下へ移住させ、位階制や神女組織を整備するなど、「琉球の黄金時代」を実現した人物である。⁽¹¹¹⁾ 正徳

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一八（一八五五）

四年（一五〇九）、首里城正殿の石高欄に刻まれた碑文「百浦添之欄干之銘」は尚真の功績を伝えている。

【史料五】百浦添之欄干之銘⁽¹⁵⁾

其三曰、當西南有國、名曰太平山、弘治庚申春、遣戰艦一百艘攻之、其國人堅降旗而服從、翌年、航海來獻歲貢以穀布、絲是上國之勢、愈大而愈盛矣、（中略）、其六曰、益乎珍葩、籬乎異木、或以金銀造玄舟而載堯紅舜紫、或以銅鑑飾小螺而插坎蕪籬花、前殿後宮四時置春、是睿覽之芳事也、（中略）、其九曰、上國屬大明者、始朝貢於洪武、受王爵於永樂、爾來遣使朝貢三年一次、当今天子南面之初、吾

世主遣使臣、致踐祚之賀、厚朝賀之禮、於此時改三年一次、為一年一次、所以者何、益通

中華而為賢國盟也、其十曰、移

中華之風、易此土之俗、是以起朝儀于朔望、列拜班爾左右、蓋祝

睿算万歲者也、其十一曰、擬中華宮室之制度、削青石、以殿下架檻、古無此盛矣、

十一ヶ条の銘文のうちの、三・六・九・十・十一条目である。三条目で述べられているのは、一五〇〇年の太平山（宮古・八重山）遠征のことである。それ以前から宮古・八重山は首里に貢物を献上していたと考えられるが、首里王府による支配はさほど強固なものではなく、尚真の時代に国力を増大させた王府が離島への支配を強化しようとしたこと、それに対して八重山で台頭してきた首長が反発したことが遠征の背景にあった。⁽¹⁶⁾

十条目には毎月の朔望の日に儀式を行ったことが記されている。中国では一三七〇年（洪武三年）、奉天殿の前に東西に並んだ百官が、奉天殿に出御した皇帝を挙げてその長寿を祝う儀式を創始したが⁽¹⁷⁾、十条目に記された儀式はこれを模したものであろう。尚真は、首里城正殿前の広場に官人を「拜班」（挙げて行うために整列した集団のことか）として左右に並べ、「睿算」を祝う儀式を行った。⁽¹⁸⁾また、十一条目からは、この欄干は中国の宮室に倣って作られたものであることが分かる。この他、右に引用した箇所以外でも、尚真は「德侔三王」、「以三帰為心、古漢明梁武、二帝之心也」とあり、

徳は三王（夏の禹王、殷の湯王、周の文王）と等しく、仏教への帰依は漢の明帝、梁の武帝と重ねられている。尚真期の琉球が中国を強く意識し、彼国の制度を導入することで、自国を中国に重ねていたことが窺われる。⁽¹¹⁹⁾

なお、豊見山和行氏は、首里王府（のある沖縄本島）を「華」、周辺の島々を「夷」とする琉球型の華夷意識が存在していたこと、それが見られるようになるのが十五世紀中頃であることを指摘している。⁽¹²⁰⁾ この華夷意識は、中国をモデルにした制度確立を推進し、国王を中国古代の王や皇帝に重ねていた尚真の時代に肥大化したと考えられる。弘治十年（一四九七）に建てられた「円覚禪寺記」には、尚真の徳を讃え、「殊途異域」、老弱貴賤、率土之浜共、沐恩波、不_レ課_而子來_ス、すなわち「異域とは道を異にし、老若貴賤、国土全体が（尚真の）恩恵を受け、強制せずとも（万民が尚真のもとへ）集まつてくる」とあり、「異域」と尚真の徳が及ぶ琉球とが区別されている。そして、正徳四年（一五〇九）の【史料五】では、宮古・八重山（太平山）は琉球に従う「國」と位置付けられ、琉球王国は周辺の「國」を従える「上國」（文化の進んだ優れた国）と記されている。十六世紀の琉球は、周辺の島々を従えていたことを、対内的にも対外的にも誇示していたのだろう。⁽¹²¹⁾⁽¹²²⁾

こうして見ると、琉球が種子島を「貴國」と呼ぶ際の「國」とは、日本、あるいは薩摩国や大隅国、島津氏領国といつた意味での国ではなく、琉球型の華夷意識の中で設定された「國」と言えよう。中国の制度を導入するとともに、武力で周辺諸島を征圧してきた琉球国王は、王国の版図の外から貿易のために船を派遣してきた種子島氏をも、自身の徳を慕い、「忠節」を尽くす「國」として位置付けたのだ。種子島氏は、琉球を「上國」とする世界の中に取り込まれ、その地位を受け容れることで貿易を継続した。⁽¹²³⁾⁽¹²⁴⁾

（二） 細川氏の琉球貿易と種子島氏

では次に、種子島氏が琉球と【史料四】の規定を結んだ背景を検討することにしよう。種子島氏が琉球へ妙満寺を派遣

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

二〇（二五八）

する少し前、京都からの使者が種子島を訪れていた。『家譜』には永正十七年（一五二〇）の記事として「吉河出雲守奉_二將軍家命_一來、以_下造_二渡唐船_一之故_上也」_二と記し、その翌年の大永元年の箇所には「就_二渡唐船之儀_一」、吉河出雲守下着候_三処、無_二別儀_一之由候、弥入魂、可_レ為_ニ喜悅_一候_二」_三という内容の細川高国書状の写を収録している。_一この書状の内容からは「渡唐船之儀」が具体的に何を指すのかは不明であり、『家譜』の記事が示すように吉川出雲守の種子島来島が本当に船の建造のためなのかは確定しない。しかし、天文年間には種子島で渡唐船（遣明船）_二の艤装が行われていたことからすると、吉川出雲守の来島が船の建造や艤装の依頼のためである可能性は充分考えられる。_三木材の豊かな屋久島を支配していることも、種子島氏に協力が依頼された理由であろう。

ところで、福島金治氏は種子島氏による琉球への使節派遣が細川氏の遣明船建造の動きと関係あるものと捉えている。¹²⁷⁾また、大内氏の琉球通交を検討した伊藤幸司氏は、十五世紀の大内氏の琉球への使者派遣の目的が、遣明船に積み込む交易品確保であった可能性が高いことを指摘している。¹²⁸⁾遣明船派遣と琉球通交を関連付けた両者の見解は極めて重要である。文明八年（一四七六）四月に堺を出発した遣明船のケースを見ると、その一年半前に幕府奉行人の飯尾為信・飯尾元連が島津忠昌に対し、幕府から渡唐を命じられた堺商人の船は煩いなく琉球へ渡海さるよう_二に、と知らせて_一いる。₂₉₎遣明船出发前に堺商人たちが琉球へ渡海したのは、伊藤氏も述べるように、明へもたらす貿易品を確保する必要があったからであろう。¹³⁰⁾日明貿易の輸出品としては、硫黄や刀剣のほかに、胡椒・蘇木などが知られている。¹³¹⁾硫黄は大隅諸島の硫黄島で調達可能であるが、胡椒や蘇木などは対外貿易で入手したはずであり、その輸入元は琉球だと考えられる。畿内の商人たちは、これらをかつては琉球使節が上洛した際に入手することができたが、応仁の乱の頃には琉球使節の上洛が途絶し、入手が困難になっていた。¹³²⁾そのため、文明八年の遣明船の場合も、渡唐以前に琉球へ渡海し、明へもたらす品物を入手しておく必要があつたのである。【史料四】の種子島氏の琉球通交は、同時期に進行していた細川氏の遣明船準備と連動していた可能性がある。

ではなぜ、細川氏遣明船の積荷調達のための琉球貿易に、種子島氏が関与したのか。遣明船が建造ないしは艦装される場所が種子島だったことが大きな理由だろうが、琉球船がかつて日本で遭遇した貿易をめぐるトラブルとの関係も想起される。細川勝元が琉球使節のもたらした品々を抑留し、琉球側がそれを幕府に訴えるというトラブルが宝徳三年（一四五二）に発生していた。⁽¹³³⁾ 当時、畿内に来航した琉球船が搭載貨物の点検を幕府から受けるという規定があり、その点検を名目として細川氏が私的に商品を抑留したのだ。しかも、それ以前から細川氏は琉球への未払いが四千貫文あつたという。⁽¹³⁴⁾ このような琉球との過去のトラブルもあったために、細川氏は自身が直接使者を派遣するのではなく、種子島氏に琉球貿易を依頼し、これを受けて妙満寺が派遣されたのではないか。⁽¹³⁵⁾ 種子島氏によって琉球から入手された商品は、種子島で出発を待っていた遣明船に積み込まれたと思われる。

ちなみに、細川高国が種子島氏と交渉を持つ前の永正十三年（一五一六）には瀬戸内海の海賊三宅国秀が薩摩国の要港坊津へ下っているが、黒嶋敏氏は、この坊津下向は細川氏の命を受けて琉球使節に接触するのが目的だった可能性があると指摘している。⁽¹³⁶⁾ 細川氏はあるいは、三宅国秀を介して琉球貿易を試み、これが失敗すると、琉球の版図に近接する種子島氏を頼ったのではないだろうか。

（三）天文年間の種子島氏

【史料六】相良武任書状⁽¹³⁷⁾

急度申候、從_二薩州種子嶋_一因貴國「_二」相_一企之_一、既出船之聞候、於_二事実_一者、奸曲之儀不_レ及_二是非_一候、彼船事被_レ留_二置_一於_二貴國_一、可_レ預_二御注進_一候、自然於_二出奔_一者、悉皆可_レ為_二御結構_一候、彼船為_レ可_レ被_二討捕_一之兵船、被_二相催_一候之条、若於_レ無_二被_一相留_二之御左右_一者、件兵船至_二貴國_一可_二馳向_一候、為_二御心得_一巨細令_二演説_一候、恐惶謹言、
天文十一^{（一五四二）}年八月八日
相良^{（武任）}
遠江守^{（花押）}

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一一一(一六〇)

琉球国奈波〔那霸奉行カ〕

これは、大内義隆の家臣相良武任から琉球王国の役人（おそらく【史料四】にも見える那霸奉行であろう）へ宛てられた書状である。種子島から琉球へ向かった船が糸曲を企てている旨を報告し、その船を抑留して欲しいこと、抑留できなかつた場合は大内氏が兵船を派遣することを伝えている。大内氏が琉球貿易から種子島氏を排除しようとしている文書として従来から注目され、大内氏と種子島氏との確執の背景が考察されてきた。

紙屋敦之氏は、琉球貿易をめぐる島津貴久・種子島恵時と島津勝久・大内義隆の対立を想定している。⁽¹³⁸⁾ また、新名一仁氏は、【史料六】以前に大内氏が種子島氏と敵対関係にあったとは思われないこと、種子島氏が家督継承戦争の初期においては反相州家方だったことに注目し、天文八年（一五三九）に種子島氏が相州家方に寝返つたことで奥州家勝久を支持していた大内氏の怒りを買ったのではないか、と推測している。紙屋・新名両氏は、家督継承戦争期に大内氏が奥州家勝久と協力関係にあったことをもとに【史料六】の背景を考察する。大内氏が勝久を支持していたのは確かであるが、それが天文十一年まで持続したかは疑問である。大内氏が豊州家忠朝や新納忠勝に勝久への協力を求める書状を出したのは享禄元年（一五二八）前後であり、その時点では、奥州家勝久は薩州家実久と協調することで相州家を圧倒し、守護としての立場を維持していた。しかし、天文四年（一五三五）になると実久が勝久を鹿児島から追放し、同六年には大内氏と結びつきのあつた豊州家忠朝が実久に接近しているのである。⁽¹³⁹⁾ その後、天文八年に島津貴久が実久を破り、やがて相州家が本宗家家督を継承（奪取）することは第二章で見た通りである。こういった動きの中で天文五年頃には入来院・東郷といつた薩摩の国人領主と勝久の結びつきが確認できるものの、その後の勝久の動きは定かではない。【史料六】が出された天文十一年より以前に、南九州における勝久の影響力は著しく低下していた。大内氏が種子島氏との関係を悪化させてまで勝久を支持する理由があつたとは思えない。

ここで、天文年間における遣明船派遣の動きに目を移してみよう。伊川健二氏は、天文七年（一五三八）・八年頃に大内

氏が遣明船派遣を計画していたこと、それが「種子島渡唐船」と呼ばれていたことを明らかにした。⁽¹⁴⁾伊川氏も指摘するように、この「種子島渡唐船」は種子島で纏装されたものであろう。つまり、天文七年・八年頃の段階では種子島氏は大内氏の遣明船派遣に協力するなど、両氏の関係は良好だったのである。その数年後の【史料六】で、なぜ大内氏は種子島から琉球へ渡る船を妨害しようとしているのか。

この時期、遣明船をめぐって畿内で動きがあつた。⁽¹⁴²⁾天文十年十一月に堺での遣明船準備の風聞があり、遣明船を延引きさせるよう⁽¹⁴³⁾に大内氏が幕府へ依頼し、認められたのである。その翌年と思われる正月二十一日付の六角定頼宛細川晴元書状には、「堺渡唐船事、申付候處、依_レ有_レ『大内申事』、去年被_レ成_レ『押御下知_レ候』⁽¹⁴⁴⁾とあり、問題となっている遣明船が細川晴元の指示下に渡航準備を進めていたことが分かる。

橋本雄氏はこれに関連して、大内氏が朝鮮に派遣した使者が携行したと思われる天文十一年七月の足利義晴の国書に注目する。⁽¹⁴⁵⁾盗賊が弘治勘合を幕府から盗んだこと、幕府の命を受けた大内義隆が軍船を派遣して盗賊を捜索していることを告げるこの国書は、盗賊が明に朝貢する恐れもあるので朝鮮から明に連絡して欲しい、という要求をも伝えている。細川氏がかつて弘治勘合を持って入貢していたこと、国書が書かれた時期が堺での遣明船準備が問題となっている時期であることから、橋本氏はこの国書が細川船の派遣を妨害し、自身の対明通交独占を図る大内氏側の偽造したものであると指摘する。首肯すべき見解である。ところで、この国書に「万_一又被_レ『逆徒逃去』、有_レ到_ニ貴邦之辺海_ニ者^上、則傳_ニ言于対馬島_ニ、以蒙_ニ示諭_ニ、則不_レ経_レ日而遣_ニ兵船_ニ、以討_レ之_ニ」とあるのは注目される。盗賊の奸曲を知らせ、盗賊を見つけた際の報告を求めている点、兵船の存在をアピールしている点など、大内氏が琉球に対して送った【史料六】と類似しているのである。この国書の作成が天文十一年七月、【史料六】は同年八月であり、時期的にも近い。

大内氏による琉球への種子島船抑留要求も以上の細川氏遣明船排除の一連の動きの延長線上にあると考えることができよう。前節で述べたように、細川高国は遣明船派遣に先立つて種子島氏に琉球貿易を行わせて船の積荷を確保していた可

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

一一四(一六六)

能性が高い。天文十年（一五四一）に堺で遣明船の準備を行っていた細川晴元も、明へ持つて行く商品を種子島氏を介して琉球から入手しようとしたのではないだろうか。これ以前に種子島氏と細川晴元が直接交渉を持っていたことは確認できぬものの、少し時期が下ると、細川晴元が本能寺を通じて種子島から鉄砲を入手していたことが確認できるることは前述した。

大内氏が種子島船を琉球貿易から排除しようとした真の狙いは、細川氏—種子島氏—琉球ルートの断絶であり、遣明船派遣を企てる細川氏の交易品確保を阻止することであつたと考えられる。遣明船派遣中止を幕府に要請し、朝貢を受け付けるよう明に伝えるために朝鮮に使者を派遣し、さらには種子島船抑留を琉球に求める。大内氏はこの三つの勢力に対して交渉を開拓し、日明貿易から細川氏を徹底的に排除しようと図ったのである。

おわりに

本稿では、十六世紀半ばまでの種子島氏の活動を見てきた。種子島氏は、種子島およびその周辺の島々が貿易船の寄港地・漂着地になるという地理的特質や琉球貿易によつて唐物の入手が可能であり、それを贈与することで京都の公卿や武将と交流を深めていった。また、畿内の人材を積極的に招聘し、被官化したことでも種子島と京都とのつながりを強化することにつながつた。そのつながりは、島津相州家が修理大夫に補任される際に活用されるなど、戦国期南九州政治史上に少なからぬ意義を持つことになつた。

また、遣明船の建造・艤装地という役割が種子島に期待されるようになると、細川氏や大内氏など有力大名が種子島氏に接近するようになる。種子島氏は船の建造に協力するだけではなく、琉球へ貿易船を派遣し、明にもたらす貨物を入手することでこれらの大名の対明貿易に関与していたと考えられる。十六世紀の種子島氏は、日明貿易を行う勢力にとつて

も重要な存在になっていた。

そして、中世日本の最南端の領主であり、琉球王国と支配領域を接していた種子島氏ならではの性格を忘れてはならない。島津氏に対して合戦の「忠節」を尽くす一方、琉球王国からは、自國に従い、「忠節」を尽くす「国」と位置付けられていた。島津氏への「忠節」は種子島氏の南島知行を保障し、琉球への「忠節」は貿易上の優遇を獲得することになった。この二つの「忠節」こそが中世の境界領域の領主としての特殊性であり、これらの「忠節」がもたらすものが、前述したように唐物贈与という形で京都とのつながりを生み出していったのである。最後に、その後の種子島氏の動向を見ておこう。

島津奥州家（本宗家）は、戦国期南九州の動乱の中で、対抗勢力の貿易を規制するために琉球との間に印判制を導入しようとした。この印判制導入という企ては相州家へ受け継がれ、島津貴久・義久父子は直轄領および服属した国人領へ印判制を導入し、島津家当主の印判状を持たない船の琉球貿易を禁止した。⁽⁴⁶⁾ そして、その印判制に統御されることなく独自に貿易を展開してきた種子島氏も、天正十年（一五八二）に当主久時に對して出された島津氏老中連署状によつて、印判制遵守を求められてしまう。⁽⁴⁷⁾ ここに種子島氏の自由な琉球貿易は終焉を迎えたのである。

この老中連署状ではさらに、島津氏領国以外の九州六ヶ国と種子島氏が領する三島（種子島・屋久島・口永良部島）が材木の売買を行うことを禁止している。琉球との関係のみならず、島津氏に敵対する領主との交易にまで介入してきたのである。島津氏はすでに天正六年には耳川合戦で大友氏を敗走させていた。種子島氏と友好関係にあつた大友氏の敗北は、種子島氏の島津氏への従属を加速させたと思われる。これに先立つ天正二年に、島津義久は足利義昭の使者に対して、義昭が一家衆（島津氏庶家）と直接交渉を持つのを止めるよう⁽⁴⁸⁾に要求した。義久は薩隅日を自身の領国であることを内外に示し、足利義昭と交渉できるのは自分だけであるとしたのである。⁽⁴⁹⁾ 種子島氏をはじめとする国人領主たちの京都外交にも制限が加えられていったであろうことは想像に難くない。

種子島氏の活動は徐々に島津氏の影響下に入り、慶長二年（一五九七）に種子島久時が島津氏家老に任じられて以来、近世の種子島氏は薩摩藩家老として手腕をふるうことになる。

注(1) 所荘吉『火縄銃 改訂版』（雄山閣、一九八九年）、洞富雄

『鉄砲 伝来とその影響』（思文閣出版、一九九一年）、清水紘一「日欧交渉の起源」（『中央大学百周年記念論文集 文学部』中央大学、一九八五年）など。なお、この他、種子島の歴史を概説したものとして西村時彦『南島偉功伝』（誠之堂書店、一八九九年）がある。

(2) 清水紘一「鉄砲の初期普及過程」（『日欧交渉の起源』岩田書院、二〇〇八年、初出は二〇〇六年）。

(3) 村井章介「鉄砲伝来再考」（『東方学会創立五十周年記念 東方学論集』東方学会、一九九七年）。なお、種子島氏と大友氏の交流について述べたものに、他に鹿毛敏夫「一五・一六世纪大友氏の対外交渉」（『戦国大名の外交と都市・流通』思文閣出版、二〇〇六年、初出は一〇〇三年）などがある。

(4) 福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』（吉川弘文館、一九八八年）三九〇四一頁。

(5) 新名一仁「三宅国秀・今岡通詮の琉球渡航計画をめぐる諸問題——南九州政治史の視点から——」（『九州史学』第一四四号、二〇〇六年）。なお、種子島氏のトカラ列島（七島）支配については、紙屋敦之「亀井琉球守考—豊臣政権の琉球支配—」（『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、一九九〇年、初出は一九八七年）

を参照。

(6) 山下真一「中近世移行期の種子島氏—島津氏の権力編成との関連で—」（『日本歴史』第六九四号、二〇〇六年）。

(7) 五味克夫「名越氏と肥後氏」（『中世史研究会会報』三〇、一九七一年）四頁。

(8) 『鹿児島県史料 旧記録拾遺家わけ四』（以下、『家わけ四』と略記）六〇七頁。種子島氏の南島知行については村井章介「中世日本と古琉球のはざま」（池田榮史編『古代中世の境界領域』高志書院、二〇〇八年）も参照。なお、種子島家の当主の事績を記した家譜は延宝五年（一六七七）成立の『種子島譜』、明和六年（一七六九）成立の『種子島正統系図』、そして寛政十年（一七九八）に編纂が開始され、文化八年（一八一〇）に完成した『種子島家譜』（その後、明治時代までの出来事も書き継がれていた）がある。このうち、『種子島正統系図』と『種子島家譜』は、記事によつてはその記述の根拠となる文書を書写しているものもあり、特に史料的価値が高い（五味克夫「解題」「家わけ四」）。なお、『種子島正統系図』には不備があつたために『種子島家譜』の編纂が始まつたと言わされている（五味氏解題）。以上の点から、種子島家に残る三つの家譜のうち、本稿では『家わけ四』所収の『種子島家譜』

を用いることとする。

(9) 「応永記」(『鹿児島県史料 旧記録前編』)七六五号。以下、

『前編二』と略記)。

(10) 「家わけ四」九頁。伊集院氏は、好久と敵対していた国一揆の中心人物である。

(11) 新名一仁「嘉吉・文安の島津氏内訌——南九州政治史上の意義」(『史学研究』第三三五号、二〇〇一年)六〇—一二頁。

(12) 山下氏前掲注(6)論文、三九頁。

(13) 「家わけ四」七頁。

(14) 「家わけ四」一二頁。天文十二年に禰寛氏の侵攻を受けた際には種子島恵時が屋久島へ逃れるなど、屋久島が戦略上重要な場所だったことが窺われる(同、二四頁)。屋久島の城郭については三木靖「屋久島における中世城郭の研究——中世社会の変遷と、楠川城の築城を中心として」(『南日本文化』第二九号、一九九六年)。

(15) 「鹿児島県史料 旧記録後編」一二七四号。

(16) 上井覚兼は、天正十四年(一五八六)四月に鹿児島南林寺造営の材木確保のため、種子島への船派遣を企画しており、この船はその後、屋久島へ渡っている(『上井覚兼日記』天正十四年四月七日条、八月十八日条)。上井の船は最初に種子島に渡り、種子島氏の許可・案内を得た上で屋久島に渡海し、材木を確保したのであろう。

(17) 種子島と同時期に屋久島も法華宗に改宗したこと、このことを裏付ける(三木氏前掲注(14)論文、四頁)。

(18) 「家わけ四」一一頁。

(19) 「前編二」一三三〇〇号。「石州之事、諸事無不足之儀、候へ共、廻船者、于今無知行候間、我等於入國者、七嶋之内一所、此間之為報恩可進候也」とあり、島津実久によって鹿児島を追われた島津勝久が、鹿児島帰還が実現した際の石州(入来院重朝)への七島内一所(二島)の給与を約している。

(20) 薩摩・琉球間を往来した商人は七島衆と呼ばれる。なお、永享年間(一四二九—一四五〇)に七島内の宝島の平田宗重父子が薩疏通交を仲介し、鹿児島・琉球間の船の案内役を務めたという伝承がある(紙屋敦之「七島・七島衆と東アジア海域」、新川登龜男・高橋龍三郎編著『東アジアの歴史・民族・考古』雄山閣、二〇〇九年、六〇頁)。七島衆をはじめとする海商については、深瀬公一郎「十六・十七世紀における琉球・南九州海域と海商」(『史觀』第一五七冊、二〇〇七年)も参照。

(21) 紙屋敦之「対明政策と琉球支配——異国から『異国』へ——」(『幕藩制国家の琉球支配』初出は一九八九年)二九八頁。

(22) 村井章介「中世国家の境界と琉球・蝦夷」(村井章介・佐藤信・吉田伸之編『境界の日本史』山川出版社、一九九七年)一二二二頁。

(23) 「家わけ四」八頁。

(24) なお、「家譜」のもとになった『種子島譜』(延宝五年六月上旬の序文を持つものと同月下旬の序文を持つものがあるが、ここでは前者。種子島時邦氏所蔵、西之表市種子島開発総合センター

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

二八(二六)

寄託)には「倭者讒云、唐船着岸之處、島民斬取之」、島主「藏レ之云々」とある。種子島氏や島民は寄船・寄物の慣例によって博多船の荷物を収用した可能性があるが、讒者はそれを「唐船」への襲撃とすり替えたのである。讒言の内容を信じた島津氏は、唐船との貿易の機会が失われたことを問題視したのではないか。

(25)『家わけ四』三四頁。

(26)「唐船」は中国へ渡海する日本船を指す場合もあるが、種子島家に伝わる史料では、異国から来た船という意味で用いている(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託『種子島家歴史譜写録抄』第十三(天文八年条)、および『種子島研究』第二号所収『懷中島記』「赤尾木三ヶ寺之事」など)。

(27)天文九年に唐船が漂着した(『家わけ四』二三頁)。

(28)『家わけ四』一〇〇一一页。なお、この改宗については、宮脇さゆり「中世種子島における法華改宗について」(『隼人文化』第二六号、一九九三年)に詳しい。

(29)『家わけ四』一一頁～一二頁。

(30)『大乘院寺社雜事記』文明十五年正月二十四日条に「自唐土相計テ可持來物」として「北綱」「段子」などが挙げられている。

(31)唐物については、関周一「唐物の流通と消費」(『國立歴史民俗博物館研究報告』第九二集、一〇〇一年)、橋本雄『中華幻想—唐物と外交の室町時代史—』(勉誠出版、一〇一年)。

(32)清水氏前掲注(2)論文、一八八〇一九一页。なお、本

能寺僧の日承は、天文八年に種子島に向したり、弘治二年(一五五七)には種子島時堯と近衛晴嗣(前久)の間を取次ぐといった活動をしており、種子島氏との交流が確認される(『家わけ四』二三、三〇、三二頁)。鉄砲調達にもこの日承が関与したのだろう。

(33)琉球からの使節が鹿児島へ来た際、「嶋織物」をもたらしている(『上井覚兼日記』天正三年三月二十九日条)。

(34)「本能寺文書」(『本能寺史料』中世編、一六一～一六二頁)。

(35)「本能寺文書」(『本能寺史料』中世編、一六六頁～一七〇頁)。

この人物は種子島氏の家臣西村氏の一族かと思われるが、『庶流系図』(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)所載の西村氏の系図では確認できない。

(36)川添昭一『中世九州の政治・文化史』(海鳥社、二〇〇三年)二五七頁。

(37)『家わけ四』一四頁。

(38)『家わけ四』二五頁。天文十七年の記事に続けて「今歲惠時入洛 同十二月帰嶋」とあり、さらに島内の本源寺に大曼荼羅を寄進した際の天文十八年十月八日の種子島恵時寄進状には「本寺參詣之刻、從^ニ日承聖人、奉^ニ面受^ニ」となり、恵時が「本寺」(ここでは本能寺を指す)に参詣したこと

が分かる。

(39)『大日本古文書 蟻川家文書之二』一五五～一五六頁。

(40)『家わけ四』二八、三一页。

(41)『家わけ四』三〇頁。その後、永禄三年にも上洛したよ

うである（同、三二頁）。

(42) 薩摩の吉田氏、大隅の織田氏などが上洛し、三条西実隆

と交流を持ったことが知られている（川添昭二『中世文芸の地
方史』平凡社、一九八二年、三三八～三三九頁）。

(43) なお、忠時の上洛は時氏からの家督継承前、永禄三年の
時堯上洛は時次に家督を譲った後のことである。天文十七年の
の恵時、天文・弘治頃の時堯の上洛に関しては、恵時から時
堀への家督継承の時期が不明確で、上洛当時の両者の立場に
ついては不明である。

(44) 種子島恵時は天文十七年に本能寺に参詣した際に日蓮筆

の曼荼羅を入手し、帰島後に島内の本源寺に寄進した（注
(38)）。また、種子島時堀は永禄五年に「日与御上人様之御
筆一幅」をやはり島内の清淨寺に寄進しているが、この二年
前に時堀は上洛していた（『家わけ四』三二頁）。時堀もまた本
能寺に参詣し、本能寺僧日与の書を入手したのだろう。

(45) 大日本古文書 蟻川家文書之三 一五六～一五八頁。

(46) 『鹿児島県史料集13 本藩人物誌』一三六頁～一三七頁。

(47) 『最上氏系図』（複写、鮫嶋安豊氏所蔵）。系図の最後の記
事は安政六年（一八五九）のものである。『本藩人物誌』の古
市実清に関する記述は、『最上氏系図』の内容を簡略化し、

かつ、『最上氏系図』には無い記述を他の史料から補つたと
いう印象を受ける。『本藩人物誌』の記事は、『最上氏系図』
(あるいはこの系図を編集するにあたって用いられたであろう古市家
の史料) をもとに記されたのではないだろうか。

(48) 『渡辺氏系図』（複製、種子島開発総合センター所蔵）。

(49) 『武田氏系図』（贈写、種子島開発総合センター所蔵）には武

田光長という人物について以下のように記されている。「入」
門宗信公^{（小笠原）}、「中略」、是時、光長謁忠時公^{（マコ）}、弟光宗共、為

為臣之約^{（マコ）}、相借寿而下島、以為臣焉^{（マコ）}。武田氏は種子島に

おける小笠原流弓術の伝授者として活躍した。

(50) 『笛河氏系図』（種子島開発総合センター所蔵）。

(51) 『八板氏清定一流系図』（種子島開発総合センター所蔵）。

(52) 『家わけ四』二九頁。

(53) 『家わけ四』五五～五六頁。

(54) 上里隆史氏は、十六世紀には畿内から琉球へ渡海、定住

し、首里王府に登用されたヤマト出身者が散見されることを
指摘している（『古琉球・那覇の「倭人」居留地と環シナ海世界』、
『史学雑誌』第一一四編第七号、二〇〇五年、一二～一四頁）。畿内
『史学雑誌』第一一四編第七号、二〇〇五年、一二～一四頁）。畿内
と琉球の結節点である種子島に来島、定住する者も少なくな
かっただろう。ちなみに、『日本一鑑』の「窮河話海卷之

四 風土」には「種島之地、嘗寓山城^{（シテ）}知^{（シテ）}文学僧、向為^{（シテ）}琉
球之師^{（シテ）}、尋通^{（シテ）}番舶^{（シテ）}」とあり、種子島・畿内・琉球を往き
來する僧がいたことが窺われる。

(55) なお、ここで述べている古市実清とは別に、永禄年間
(一五五八～一五七〇) に種子島氏に招かれて河内国古市郡か
ら來島した古市清三^{（シテミツ）}という人物もいたとい（『重要文化財古
市家住宅保存修理工事報告書』中種子町、二〇〇二年、五頁）。古
市清三^{（シテミツ）}と古市実清の関係については系図等から窺うことはで

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

二〇一(一六八)

きない。また、政所執事伊勢氏の被官に古市氏が見られる（『一水記』享禄三年七月八日条）が、種子島へ下向した古市氏との関係は不明である。

(56) 『実隆公記』永正十七年（一五二〇）七月四日条には「宗碩來、種子嶋北絹一端送^レ之、祝着由報了」とある。宗碩は永正十四年に種子島を訪れ、島主忠時が開いた連歌会に参加している。忠時は、交流のある宗碩に依頼し、三条西実隆に北絹を贈ったのではないだろうか。

(57) 以下、山口研一「戦国期島津氏の家督相続と老中制」（『青山学院大学文学部紀要』第二八号、一九八七年）、および新名氏前掲注（5）論文による。新名氏は十六世紀前半の島津氏の本宗家家督をめぐる争いを「家督継承戦争」と呼んでおり、本稿でもそれに従つた。

(58) 島津忠兼が勝久へ改名するのは大永七年以後のことだが、本稿では表記を勝久で統一する。同様に島津貴久も本宗家の家督を移譲された時点では虎寿丸だが、貴久と表記する。

(59) 『家わけ四』一二三頁。

(60) 拙稿「天文七・八年の種子島氏と島津氏」（『法政大学沖縄文化研究所所報』第七〇号、二〇一二年）。「種子島家歴史譜写録抄」は天保十五年（一八四四）に種子島氏の家臣羽生道潔が記した。その内容は、同じく種子島氏家臣である平山玄意が宝暦五年（一七五五）に記した『譜略』をもとにしたようだが、『譜略』の所在は現段階で確認できていない。種子島

し、近世に薩摩藩主となる家）との対立が見られず、家臣の著した書には明記されている点は興味深い。

(61) 新名氏前掲注（5）論文、六三頁。言うまでもなく、婚姻関係は戦国時代において重要な意味を持つていた。たとえば、大永二年（一五二二）には、本田親尚に対抗する樺山広久を本田親安が援助するが、親安が広久に協力した理由は、広久室が親安の姉妹だったからであった（『鹿児島県史料集35 樺山玄佐自記』五頁）。さらに、島津勝久が家臣である川上忠克を誅罰しようとした際、島津実久がこれを救つたが、その理由は実久室が忠克女だったからだという（『鹿児島県史料旧記雜錄拾遺諸氏系譜』四〇頁）。家督継承戦争期には、婚姻関係による結びつきが重要な役割を果たしていたと考えられる。

(62) 以上、薩州家の婚姻関係については『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺諸氏系譜』四四六～四五二頁より。

(63) 新名氏前掲注（5）論文、五三～五四頁。

(64) 『家わけ四』四四頁。なお、元禄二年（一六八九）に成立

した『懷中島記』も「勝久公御息女 島主十三代恵時室」とし、割注で「不^レ見^ニ系図」と記している。当時の種子島家の系図には奥州家との婚姻関係は記されていなかつたが、口碑として伝わっていたようである。恵時三男の生年は不明ながら、長子時堯が享禄元年生であり、それ以後の生まれである。

(65) 奥州家は琉球貿易の独占による権力安定を図り、十五世

紀末以来、琉球との間に印判制度導入を目論んでいたという

(荒木和憲「一五・一六世紀の島津氏—琉球関係」『九州史学』第一四四号、二〇〇六年、三〇〇—三二頁)。

(66) 種子島氏が永享八年(一四三六)に島津好久から臥蛇島・平島を給与されたことは前述の通りである。その後、種

子島氏が永正十年(一五二三)の段階で臥蛇島を知行していたことは確認できるものの(『家わけ四』一一頁)、平島については分からぬ。なお、『懷中島記』は、永正末年(一五二一)に臥蛇島・平島を島津氏に召し上げられたとするが、詳細は不明である。

(67) 新名氏前掲注(5)論文、六三頁。

(68) 『家わけ四』三八頁。種子島時堯女の母は島津忠良(日新)女である。時堯と忠良女の婚姻が成立した時期は不明であるが、『種子島家歴史譜写録抄』の記事が正しければ、加世田万之瀬川での戦い(天文七年)の後ということになる(前掲注(60)拙稿)。

(69) 「箕輪伊賀覚書」(『前編二』二四九一號)。

(70) 山口氏前掲注(57)論文、七〇頁。

(71) 大山智美「戦国大名島津氏の権力形成過程—島津貴久の家督継承と官途拝領を中心にして」(『比較社会文化研究』第二五号、二〇〇九年)。なお、清水氏前掲注(2)論文でも古市氏が島津氏の対京都外交で活躍したことが指摘されているが、【史料三】の年次比定を誤ったために、官途拝領との関連からの考察はなされていない。

(72) 『大日本古文書 島津家文書之一』六三三二号。

(73) 金井静香「中世末期における近衛家と島津氏の交流—近衛政家・尚通・植家—」(科学研究費補助金(基盤研究)(A))(2)研究成果報告書『近世薩摩における大名文化の総合的研究』鹿児島大学教育学部国語研究室、二〇〇三年)九四頁。

(74) 高梨真行「將軍足利義輝の側近衆—外戚近衛一族と門跡の活動—」(『立正史学』第八四号、一九九八年)、湯川敏治「足利義晴将軍期の近衛家の動向—植家と妹義晴室を中心に—」(『日本歴史』第六〇四号、一九九八年)、黒嶋敏「織田信長と島津義久」(『日本歴史』第七四一号、二〇一〇年)など。

(75) 『前編二』二六八三号。この書状に「雖未申馴候」とあることからすると、日承と相州家との接触はこの時(天文二十一年)が初めてだったと思われる。ちなみに、種子島氏と日承はこれ以前から交流があった(注(32))。

(76) 『家わけ四』一六頁。

(77) 大山氏前掲注(71)論文、五頁。五味克夫氏も天文二十一年の文書であることを指摘している(『鉄砲伝来—特に種子島家譜を中心にして—』、『黎明館開館一〇周年記念特別展 鉄砲伝來四五〇年』鹿児島県歴史資料センター黎明館、一九九三年、八頁)。

(78) 『前編二』二六七一号。

(79) 大山氏前掲(71)論文、六頁。

(80) 『最上氏系図』には「^(天)_(島津忠良)二十一年壬子、日新公欲遣使京、聞甲斐既遊辱殿ト知、乃使伊集院大和守忠朗徵甲斐於種子島、時甲斐老矣、於是実清趨命、公乃遣_三実清往使于

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

三二一(六七〇)

京」とあり、古市甲斐守は近衛植家と面識があるために島津忠良（貴久の父）から使者を依頼されたが、老齢により、子の実清が代わりに使者を務めたという。『最上氏系図』は、『家譜』の記事や『家譜』及び『旧記雑録』所収の文書で裏付けられる記事が多いため、この部分についても、根拠となる何らかの史料が存在していた可能性がある。

- (81) 『家わけ四』二八頁。
- (82) 金井氏前掲注（73）論文九二頁。
- (83) 『大日本古文書 島津家文書之一』二九一號。
- (84) 金井氏前掲注（73）論文、九一～九二頁。
- (85) 『島津国史』（鹿児島県地方史学会、一九七二年）一一二頁。
- (86) 金井氏前掲注（73）論文、九三頁。
- (87) 『前編二』一二五〇九、一二五一〇号。
- (88) 伊集守道氏は、本田氏が近衛家に接近して島津氏の官途を超越する左京大夫への任官を果たし、それを周囲の国人領主に知らせるなど、島津氏の権力編成からの脱却を図つていたことを指摘する（『戦国期本田氏地域権力化の一侧面—近衛家との交流を中心に』）『富山史壇』一四五、二〇〇八年、四四～四八頁）。大山氏は、南九州の領主たちの官途獲得の動きに対して「相州家の京都交渉はすでに出遅れていた」と評する（前掲注（71）論文、四頁）。なお、本田氏と近衛家との関係については林匡「戦国期の大隅国守護代本田氏と近衛家」（『黎明館調査研究報告』第一八集、二〇〇五年）に詳しい。
- (89) 山口研一氏は、島津貴久が修理大夫に任官された天文二

十一年に貴久およびその一族・庶家が署名した起請文（『前編二』二六九九号）に実久の名が見えないことから、薩州家がこの時点でもまだ服属していなかつた可能性を指摘する（『織豊期島津氏の権力構造—御一家衆北郷氏を題材として—』『史友』第一七号、一九八五年、一二頁）。

- (90) 『本藩人物誌』二三七頁。『言継卿記』天文二十二年五月一日条には、等持寺の祥瑞会に「島津薩摩守入道」という人物が見えるが、これは実久であろう。
- (91) 『前編二』二六七五、二六七八、二六七九号。
- (92) 『前編二』二六八一號。
- (93) 『前編二』二五三三、二七一五号。
- (94) 『家わけ四』三〇頁。
- (95) 他の国人領主の例を見ると、年末詳の文書だが、近衛植家は大隅半島の領主である肝付河内守（兼続）に対し、書止文言「かしこ」、敬称「殿」を用いている（『前編二』二五三四号）。種子島氏に対する書札は他の領主に比べて厚礼だったようだ。
- (96) 永禄十年（一五六七）～十一年頃に足利義昭に近い人物が記したとされる「光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚」後半部は、全国の大名を列挙しているが（黒嶋敏「光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚」を読む—足利義昭の政権構想—）『東京大学史料編纂所研究紀要』第一四号、二〇〇四年）、そこには島津貴久・義久、薩州家義俊（義虎）と並んで種子島時堯も記されている。種子島氏以外に薩摩・大隅の国人領主は記載されて

いないから、幕府にとつての南九州認識における種子島氏の存在の大きさを窺わせる（十河靖晃氏の御教示による）。

(97) 三木靖『戦国史叢書10 薩摩島津氏』（新人物往来社、一

九七二年）一五八、一六九頁。

(98) 「家わけ四」二六、三〇頁。

(99) 「家わけ四」三七頁。

(100) 「天文及慶長頃ノ捷集」（鹿児島県立図書館所蔵）に次のようないい文書が写されている。

一、二十町以上之衆者、又内之者、種子島江差渡し、手火矢張拵方并引薬調合、習請可レ申候、田五反ニ付手火矢一挺と引薬、玉相添、用意可レ有レ之候、五反以下無息衆中之手火矢、引薬、玉、藏入より可レ相渡レ候、総別諸士衆中都而手火矢手持、毎度之陣立ニ可出揃候、領國中江早々可触渡者也、
元亀元年午正月十一日 義久御書判

家老衆中

地頭衆中

この文書は「中興御三代様御捷」（鹿児島県立図書館所蔵）や「樺山玄佐自記並雜^{丁未}隨筆」（鹿児島県史料集35 樺山玄佐自記

並雜^{丁未}・樺山紹剣自記）所収などにも写があるが、前者のものは「元亀三年亥」となっている（ただし、元亀三年の干支は亥ではない）。右の文書が実際に出されたものだとすると、島

津氏は老中・地頭に対し、配下の者を種子島に派遣し、鉄砲の製造や火薬の調合を学ばせるよう命令したことになるが、

未来年号や文言等から、後世に作られたものである可能性も

ある。ただ、少なくとも種子島氏が鉄砲・火薬についての優れた技術・知識を保有していたことは確かであり、島津氏は種子島氏を通してそれらを得ることができたと思われる

（『島津家文書之一』二九二号、『家わけ四』八三頁）。

(101) 以上、『家わけ四』三〇、三一、三三頁。なお、種子島

時堯女が島津義久室となる以前に、すでに天文年間には時堯と島津忠良女との婚姻が成立していたが、『島津氏正統系図』（島津家資料刊行会、三六頁）の忠良女に関する記述に「種子島左近大夫時堯室 離別之後嫁「肝付彈正忠兼盛」とあるように、この婚姻関係は間もなく破綻していた。肝付兼盛と忠良女の子兼寛が永祿元年（一五五八）に生まれているので（『家わけ四』五五八頁）離縁はそれ以前のことと判明する。一方、時堯の嫡子時次は弘治二年（一五六六）生であり、母は禰寝尊重女であることから、種子島氏と禰寝氏との接近が、種子島氏と島津氏の婚姻関係破綻の背景にあつたと思われる。

(102) 山下氏前掲注（6）論文、四〇～四一頁。

(103) 『前編二』一九五三号。『前編二』では「種子島武藏守」を時堯に比定するが、忠時とするのが正しい。

(104) 「那覇之奉行」は「那覇主部」とも呼ばれ、那覇港における実務や、国王のいる首里と那覇を結ぶ役割を果たしていくた（新島奈津子「古琉球における那覇港湾機能—国の港としての那覇港—」『専修史学』三九号、一〇〇五年、五九頁）。

(105) 前者の解釈をとるのに、福島氏前掲注（4）著書、村井章介「古琉球をめぐる冊封関係と海域交流」（村井章介・三

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

三四(一八七)

谷博編『琉球からみた世界史』山川出版社、二〇一一年)などがあり、後者の解釈をするものに、荒木氏前掲注(65)論文、紙

屋氏前掲注(20)論文、矢野美沙子「王統交代期の首里王府について」(『南島史学』第七三号、一〇〇九年)などがある。

(106) 福島氏前掲注(4)著書、四〇~四一頁。

(107) 村井氏前掲注(105)論文、四八頁。

(108) 村井氏前掲注(105)論文、四七~五〇頁。

(109) 「日本国語大辞典」「免許船」(めんきょぶね)の項。

(110) 新島氏前掲注(104)論文。

(111) 矢野氏前掲注(105)論文、四三~四四頁。

(112) 万曆十五年(一五八七)二月十二日付安田大屋宇宛辞令書と同年同月日付読谷山捷宛辞令書(『辞令書等古文書調査報告書』沖縄県教育委員会、一九七九年、一〇八~一〇九頁)および嘉

靖四十一年(一五六三)七月十七日付アガルイ捷宛辞令書(高良倉吉『琉球王國史の探求』榕樹書林、二〇一一年、九二頁)に、

土地にかかる貢租を免除する規定として「みかないのくち、御ゆるしめされ候」(「みかない」は国王への貢租)という文言が見える。また、万曆二十三年八月二十九日付下地大首里大

屋宇宛辞令書(『辞令書等古文書調査報告書』、三七頁)では、受給者である下地首里大屋宇に「七人のすかまくち」(「すかま」は、ここでは使役される百姓の労働の単位)が給与されている。どちらも「くち」(漢字表記にすると「口」か)に税というニュアンスがあるように思われる。

(113) 村井氏前掲注(105)論文、四八頁。

(114) 高良倉吉『琉球王国』(岩波書店、一九九三年)五七~六八頁。

(115) 『歴史資料調査報告書V 金石文』(沖縄県教育委員会文化課、一九八五年)二三五頁。この碑文は現存せず、近世に編纂された『琉球国碑文記』所収のものが伝わる。

(116) 高良倉吉『琉球の時代 大いなる歴史像を求めて』(筑摩書房、二〇一二年、初出は一九八〇年)二三七~二三八頁。

(117) 『明史』卷五十三「志」第二十九「礼」七に「明洪武三年定^レ制、朔望日、帝皮弁服御^レ奉天殿、百官朝服於^レ丹墀東西[、]再拜、班首詣^レ前、同百官鞠躬、称^レ聖躬万福」とある。

(118) ここで「睿算」を祝う、とは琉球国王とその臣下たちが中国皇帝の長寿を祈ることともとれるが(豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九一年、二三四頁)、【史料五】

で王宮一帯の整備について述べた箇所(六条目)に「是睿覽之芳事也」とあり、ここは尚真の「睿覽」と解釈できることから、「睿算」が尚真の年齢を指す可能性もある(「睿算」が平出になつており、「睿覽」がそうなつていらない点が問題となるが、「大明」や「天子」(九条目)、「中華」(十一条目)など、本来なら平出になると思われる語句がそうなつておらず、この碑文で厳密に平出がなされているわけではないようだ)。「睿算」が尚真の年齢を指すとすると、この朔望の儀式は中国皇帝に対する挙手(遥拝)ではなく、琉球国王への挙手となる。

(119) 高良氏はこれらの銘文に「小さな中国皇帝であるかの自

負」を読み取る（高良氏前掲注（116）著書、二三二頁）。

- (120) 豊見山和行「琉球国の地域的構造について」（帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集『中世日本列島の地域性－考古学と中世史研究6－』名著出版、一九九七年）一一七～一八頁。琉球の華夷意識については、上里隆史『海の王国・琉球－「海域アジア」屈指の交易国家の実像』（洋泉社、二〇一二年）も参考照。

- (121) 『歴史資料調査報告書V 金石文』四一頁。

- (122) 紙屋敦之氏は、琉球に冊封使が来る際には道之島（奄美諸島）や七島の役人・使者が那覇に祇候していたことを指摘している（紙屋敦之「七島郡司考－日琉関係の隠蔽－」『幕藩制國家の琉球支配』初出は一九八五年、二三三頁）。また、琉球は日本との境界に位置する七島を、自国の「所属」として朝鮮宛の外交文書で述べている（上里隆史『琉日戦争一六〇九 島津氏の琉球侵攻』ボーダーインク、二〇〇九年、一七五頁）。

- (123) なお、十六世紀初頭には尚真により久米島も討伐されたとも言われている（『球陽』巻三）。

- (124) 種子島氏が琉球との貿易を継続していたことは、種子島時堯宛の琉球国王書状から分かる（『家わけ四』三〇頁）。

- (125) 『家わけ四』一二一～一二二頁。なお、『家譜』が大永元年に比定している細川高国書状は年欠であり、永正十七年のものである可能性もある（小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』刀江書院、一九六九年、一三一～一三三頁）。

- (126) 『鉄炮記』に一五四二年・四三年頃に遣明船が種子島で（133） 小葉田氏前掲注（132）著書、二四一～六頁。

- 中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

艦装されたことが記されている（『家わけ四』五六頁）。また、後述するように天文七年（一五三八）には大内氏が「種子島渡唐船」を準備していた。なお、永正十七年頃には大内氏が日向の要港を押さえる島津忠朝（豊州家当主）の協力を得て、遣明船を豊州家の領内で建造し、さらには細川氏の遣明船を妨害しようとしていた（『前編二』一九四一・一九四七号。小葉田氏前掲注（125）書、一三二～三四頁）。そのようなこともあって、細川船が種子島で建造されたのではないか。

- (127) 『宮崎県史 通史編中世』六三五頁（福島金治氏執筆）。福島氏は「種子島では島主種子島時堯の使僧が細川氏の使いとともに琉球に向か」ったとする。細川氏の使者も同行していたかは明らかではないものの、細川氏からの働きかけで種子島氏が使僧を派遣した可能性はある。なお、この時の当主（島主）は時堯ではなく忠時である。

- (128) 伊藤幸司「大内氏の琉球通交」（『年報中世史研究』第二八号、二〇〇三年）一九二～一九三頁。

- (129) 『大日本古文書 島津家文書之一』一八〇号。小葉田氏前掲注（125）著書、八一～八二頁。

- (130) 伊藤氏前掲注（128）論文、一九〇頁。

- (131) 小葉田氏前掲注（125）書、三九九頁・四四四頁。

- (132) 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』（日本評論社、一九三九年）三〇頁。

- (133) 小葉田氏前掲注（132）著書、二四一～六頁。

- (134) 宮本義己「室町幕府と琉球使節－琉球船貢物点検問題の実

中世後期の種子島氏と南九州海域（屋良）

三六（一八四）

相との意義」（『南島史学』第四五号、一九九五年）一四〇一九頁。

(135) 現在、西之表市内に「妙満寺跡」という史跡は存在するものの、『懷中島記』（『種子島研究』第二二号）や『種子島方角糺帳』『神社仏閣其外旧跡等糺帳』（ともに『種子島研究』第二二・二三二号）といった近世に編纂された種子島の地理書にこの寺院は見られない。種子島と畿内を法華宗の僧が多く往来したことを考えると、使僧を務めた「妙満寺」とは、京都の妙満寺の僧である可能性もある。

(136) 黒嶋敏「琉球王国と中世日本——その関係の変遷——」（『史学雑誌』第一〇九編第一一号、二〇〇〇年）五〇頁。

(137) 「中川文書」（東京大学史料編纂所蔵影写本）。

(138) 紙屋氏前掲注(21)論文、二九八—二九九頁。

(139) 『前編』一二二六、一二二七号。

(140) 『前編』一二三〇六号。

(141) 伊川健二「倭寇的遣明使節」（『大航海時代の東アジア——日欧通交の歴史的前提』吉川弘文館、一〇〇七年）一六七—一六九頁。伊川氏は、この「種子島渡唐船」は湖心碩鼎を正使とする船団（天文八年に入明）とは別個の使節であり、天文十三年に種子島を出発したとする。なお、この点を含め、十六世纪の遣明船に関する先行研究の見直し、史料の検討が近年、岡本真氏によって進められている（二〇一一年五月十二日対外関係史研究会報告「十六世紀前半の遣明船について——唐船を中心にして」）。

(142) 以下、『堺市史』第二卷本編第一（堺市役所、一九三一年）一六七—七二頁。

(143) 『大館常興日記』天文十年十一月十二日条（『ビブリア』七四号）。

(144) 『萩藩閥閱録』第二卷（巻五九・佐々木茂兵衛の項）。

(145) 橋本雄「『二人の將軍』と外交権の分裂」（『中世日本の国際関係——東アジア通交圏と偽使問題』吉川弘文館、二〇〇五年、初出は一九九八年）一一一、二二二八頁。

(146) 荒木氏前掲注(65)論文、三五〇三六頁。

(147) 『鹿児島県史料 旧記録後編』一二七四号。

(148) 『上井覚兼日記』天正二年閏十一月十八日条。

(149) 山口氏前掲注(89)論文、一五頁。